

様式第3号（第4条）

入札書

物件番号 第1号

入札物件名 建設機械等チャーター・林道除草単価契約（十和田七戸地区）

金	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	一	円也

ただし、上記金額には消費税相当額を除いた金額であるので、契約額は上記金額に10%に相当する額を加算した金額となること及び競争契約入札心得、契約条項、仕様書、その他関係事項一切を承諾のうえ、入札いたします。

年月日

分任支出負担行為担当官

三八上北森林管理署長 古川 繁樹 殿

（入札者）

所在地

会社名

代表者氏名

（代理人）

所在地

会社名

代理者氏名

（注意事項）

- 1 金額は円単位とし、アラビア数字をもって明記すること。
- 2 用紙の寸法は、日本産業規格A列4番とし、縦長に使用すること。

入札内訳書

入札番号第1号

建設機械等チャーター・林道除草単価契約(十和田七戸地区)

借り上げ機械	品質規格 容 量	予定時間 輸送回数	単価	予定金額	備考
バックホウアタッチメント除草	0.28 m ³	80 h			
バックホウ	0.28 m ³	36 h			山積
バックホウ	0.45 m ³	336 h			山積
ホールローダ	1.3~1.4 m ³	5 h			山積
ダンptrラック	2.0 t	5 h			
ダンptrラック	4.0 t	5 h			
バックホウ0.28m3輸送費	1 式	2.5 回			10kmまで(片道)
バックホウ0.28m3輸送費	1 式	2.5 回			10kmを超え20kmまで(片道)
バックホウ0.28m3輸送費	1 式	0.5 回			20kmを超え30kmまで(片道)
バックホウ0.45m3輸送費	1 式	5.0 回			10kmまで(片道)
バックホウ0.45m3輸送費	1 式	1.5 回			10kmを超え20kmまで(片道)
バックホウ0.45m3輸送費	1 式	0.5 回			20kmを超え30kmまで(片道)
計					

* 入札書と一緒に投函してください。

* 計は入札額と一緒になる様にしてください。

令和 年 月 日

入札者住所

社 名

氏 名 印

(印)

代理人住所

社 名

氏 名 印

(印)

役務契約書（案）

- 1 物件名 建設機械等チャーター・林道除草単価契約（十和田七戸地区）
- 2 作業場所 三八上北森林管理署管内林道
- 3 履行期間 自：令和 年 月 日（契約締結日の翌日）
至：令和7年11月28日
- 4 契約予定金額 ￥
(うち消費税及び地方消費税の額 円)
- 5 契約保証金 免除
- 6 特約事項 別紙1のとおり

上記の業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和7年 月 日に交付した役務契約約款によって公正な業務請負契約を締結し、信義にしたがって誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 青森県十和田市西二番町1-27
分任支出負担行為担当官
三八上北森林管理署長 古川 繁樹

受注者

別紙 1

特約事項

農林水産省では、専門家による検討等を重ね、今般、野生いのししにおけるアフリカ豚熱（以下、「ASF」という。）の感染確認時の具体的対応が取りまとめられ、都道府県へ通知されたところ。

ASFは、ASFウイルスが豚やいのししに感染することによる発熱や全身の出血性病変を特徴とする致死率の高い伝染病であり、ダニによる媒介、感染畜等との直接的な接触により感染が拡大し、有効なワクチンや治療法はなく、発生した場合の畜産業界への影響が甚大であることから、我が国の家畜伝染病予防法において「家畜伝染病」に指定され、患畜・疑似患畜の速やかな届出とと殺が義務付けられている。

のことから、下記について遵守すること。

記

1. 平時における対応について

山林での作業用の靴の履き分けや、下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、感染防止対策に協力すること。

また、野生いのししの死体発見時には死体が所在する県の家畜衛生部局に速やかに通報するとともに、当該森林管理署等へ連絡すること。

2. 感染の疑いが生じた場合の対応

ASF対策として、野生いのししの感染が確認された場合の各県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等に協力すること。

また、各県の行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、本契約の作業を一時中止する可能性がある。

一時中止となった場合は、役務契約約款第11条により対応する。

仕様書

1. 約款第3条に記載された業務計画表については、運転実施計画書に読み替える。
2. 約款第4条の契約の保証については、免除とする。
3. 約款第8条受注者の担当者については、この契約履行に必要な現場代理人を選任のうえ、運転着手前に発注者に通知するものとする。ただし、現場代理人と運転者は、これを兼ねることができる。
 - 2 現場代理人及び運転者は、運転現場において発注者の指示にしたがい、運転に必要な一切の事項を処理しなければならない。
4. 契約の満了については、契約期間満了の日以前に、契約書記載の契約金額に達した場合は、その予定金額に達した時をもって本契約は満了したものとみなす。
5. 発注者は、運転実施計画に基づき、受注者に運転実施を指示する。
 - 2 発注者は、緊急を要する場合であって、運転実施計画書に明示されていない運転を必要とするときは、前項の規定にかかわらずその都度受注者に指示することができるものとし、受注者は、やむを得ない事由がある場合のほか、これを拒んではならない。
 - 3 受注者は、災害及び危険防止上特に必要と認めるとときは、あらかじめ発注者の了承を求めて運転指示以外の運転を行うことができる。ただし、緊急やむを得ないときは、受注者は、独自の判断で上記の運転を行うことができる。これらの場合の運転は、発注者が認めるものに限り、運転時間に算入するものとする。
 - 4 受注者は、その責に帰する事由又は機械の故障等のため、当該機械の運転が不可能となり、発注者の事業実施に支障を及ぼすときは、受注者の負担によりすみやかに他の機械を当該場所に運送しなければならない。
6. 発注者は、受注者の運転の内容について、1日を単位として、運転開始及び終了の時刻、その他必要な事項を確認するものとする。
 - 2 5の3により発注者の認めない運転時間、5の4に基づく運送時間及び発注者の責に帰さない事由による運転休止時間及び休憩時間は、運転時間に算入しないものとする。
7. 約款第17条の検査及び引渡しについては、発注者は受注者の運転が終了したときは、受注者の立会をえて、作業実施要領及び運転実施計画書等に基づき、10日以内に検査を行わなければならない。
8. 約款第18条の業務請負金の支払いについては、発注者は、受注者の運転実績に基づいて、7の規定により確認された運転時間数に、契約書記載の契約単価を乗じて得た金額について、受注者の適法な支払請求書を発注者が受理した日から30日（以下「約定期間」という。）以内に支払わなければならない。
ただし、受注者は、チャーターワークス期間中であっても、検査済既部分に対し、月1回

を限度として代金の支払いを請求することができるものとする。

2 前項の支払いの対象となる運転時間は15分を単位とし、29分以下は15分に、44分以下は30分に、59分以下は45分に、それぞれみなすものとする。ただし、14分以下はこれを切捨てるものとする。

9. 発注者は次に掲げる理由が生じて事業内容を変更する必要があるときは、発注者受注者が協議して契約の変更を行うことができるものとする。

1 チャーターワーク期間内であって、契約予定金額に達しても予定の作業が終了できないと判断したとき。

2 契約以外の建設機械等を使用する必要が生じたとき。

契 約 内 訳

建設機械等チャーター・林道除草単価契約(十和田七戸地区)

機種、工種	規格	予定時間等 (時間、回、延長)	契約単価	予定金額	備考
バックホウアタッチメント除草	0.28 m ³	80 h			
バックホウ	0.28 m ³	36 h			山積
バックホウ	0.45 m ³	336 h			山積
ホイールローダ	1.3~1.4 m ³	5 h			山積
ダンプトラック	2.0 t	5 h			
ダンプトラック	4.0 t	5 h			
バックホウ0.28m ³ 輸送費	1 式	2.5 回			10kmまで(片道)
バックホウ0.28m ³ 輸送費	1 式	2.5 回			10kmを超え20kmまで(片道)
バックホウ0.28m ³ 輸送費	1 式	0.5 回			20kmを超え30kmまで(片道)
バックホウ0.45m ³ 輸送費	1 式	5.0 回			10kmまで(片道)
バックホウ0.45m ³ 輸送費	1 式	1.5 回			10kmを超え20kmまで(片道)
バックホウ0.45m ³ 輸送費	1 式	0.5 回			20kmを超え30kmまで(片道)
総計					
消費税及び地方消費税(10%)					
契約金額					

作業実施要領

1. この要領は、作業施工についての一般的な事項を示すものであり、特に仕様書が付加された場合で、この要領と重複する部分があるときは、仕様書の定めによる。
この要領に示されていない事項及び疑義のある事項については、すべて発注者（発注者の命じた職員（以下監督職員という）を含む。）の指示監督に従うこと。
2. 受注者は、業務着手前に発注者と打合せを行い、作業内容等について指示を受けること。
3. 作業内容及び運転時間の確認について
 - (1) 受注者は、作業する日の着手時及び終了時に表示板等に日時、作業内容等を記載の上、使用機械と作業場所が入った写真を撮影すること。また、部分的な崩土取除き等を実施する場合は、作業中の写真も撮影すること。
 - (2) 運転時間の管理は振動式タコメーターを基本とするが、アワーメーターによる場合は、受注者は日々の作業開始時及び作業終了時に計器の数値が確認できる写真を撮影すること。
 - (3) 受注者は、運転時間確認書へ日々の作業について必要事項を記載すること。
 - (4) 上記(1)～(3)の写真及び運転時間確認書は、監督職員が提出を求めた都度、速やかに提出し確認を受けること。
4. 作業に使用する機械器具で発注者が不適当と認めたものは、使用することができない。
5. 発注者の事業実行上必要な物件は、発注者の指示がない限り、移動又は撤去することができない。
6. 作業施工の障害となるものは、発注者の指示により取壊し除去または移転すること。
7. 受注者は、作業にあたって現地を十分把握のうえ、ガードレール、擁壁等の林道工作物の保全に努めなければならない。
8. 作業完了後は、現場の跡地整理、取片づけを行うこと。
9. 受注者は、作業にあたっては、労働安全衛生に関する諸法令及び指導事項等を遵守すると共に、現地及び周囲の環境に十分気を配り、林道からの滑落、崩土、落石、雪崩等による災害防止に努めなければならない。

運転時間実施計画書

林道維持修繕（林道除草）仕様書

第1章

(適用範囲)

第1条 この仕様書は、林道除草の施工時に必要な一般的な事項を定めたものである。

2 設計図書及び別に定められた特記仕様書がある場合は、この仕様書に優先するものとする。

3 設計図書及び別に定められた特記仕様書に関する疑義の生じたものは、監督職員に報告し、その指示により施工するものとする。

(現場の管理)

第2条 受注者は、次の各号を遵守するとともに、常に安全に留意して現場管理を行い、災害の防止に努めなければならない。

(1) 現場に隣接し、又は同一場所において別途事業等がある場合は常に相応協調して、紛争を起こさないように処置しなければならない。

(2) 施工中は、監督職員及び道路管理者の許可なく、流水及び水陸交通の支障となるような行為、又は公衆に迷惑を及ぼす施工をしてはならない。

(3) 火薬、油類、電気等の取扱いについては、その保管及び取扱いについての関係法令の定めに従い、万全の対策を講じなければならない。

(4) 火災の予防については万全の措置を講ずるものとし、監督職員の指示事項があれば、それに従わなければならない。

(5) 現場に、一般者の出入りを禁止する必要がある場合は、立ち入り禁止の表示をする等、十分な規制措置を講じなければならない。

(6) 業務の実施に影響を及ぼす事故、人身に損傷を生じた事故、またはその兆候を発見した場合は、応急の措置を講ずるとともに遅滞なくその状況を監督職員に報告しなければならない。

(現場発生品)

第3条 業務によって生じた現場発生品は、整理集積し、監督職員の指示する場所で引渡さなければならない。

(施工管理)

第4条 受注者は、別に定める「林道維持修繕（林道除草）施工管理基準」により施工管理を行い、その記録を所定の様式により指定期日、または監督職員の指示した期日までに提出しなければならない。

2 受注者は、監督員から進捗状況を求められたときは、すみやかに報告しなければならない。

3 受注者は、天候、その他を配慮して施工しなければならない。

(自然環境の保全)

第5条 施工に当たっては、土砂の流出、崩壊その他災害の防止及び現場周辺の環境保全に十分注意しなければならない。

(交通安全管理)

第6条 受注者は、積載物の落下等による路面の損傷及び路面汚損防止に努めるとともに、第三者に損害を与えないよう十分注意しなければならない。

(諸法規の遵守)

第7条 受注者は、施工に当たり、諸法令を遵守し、業務の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用は、受注者の責任と負担において行わなければならない。

(諸官公庁への手続き)

第8条 業務の施工に必要な関係官公庁その他に対する諸手続きがある場合は、受注者において迅速に処理しなければならない。

2 関係官公庁その他に対して交渉を要するとき、または交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を監督職員に報告しなければならない。

(後片付け)

第9条 受注者は、業務が終了したときは、現場並びにその周辺に散乱している枝条等を車両通行に支障ないよう路線外に除去し片付けなければならない。

第2章 除草

(1) 除草の区間及び延長は、内訳書に示すところによるものとする。

(2) 林道除草機での刈幅は概ね 90 cm 程度とし、刈高は地際より 20 cm 以下に刈払うこと。刈払機による除草については刈幅を概ね 100 cm 程度とし、刈高については林道除草機の場合と同様とする。なお、実施にあたり路線毎の具体的な作業内容については監督職員と事前に協議するものとする。

(3) 見通しの悪い曲線区間は、幅広の刈払いを行い視距確保等の措置を講ずる。

(4) 標準刈払い幅内にある残存立木等の処理は、監督職員の指示によるものとする。

(5) 除草作業が終了したときは、監督職員に報告するものとする。

(6) 刈払い後の状態について、完全に刈られていなくても、視距が確保されなければ手直しは求めないこととする。

林道維持修繕(林道除草)施工管理基準

1 目的

この基準は、林道維持修繕(林道除草)の施工について、契約書類に定められた工期、目的物の出来形及び品質規格の確保を図ることを目的とする。

2 管理の項目及び方法

(1) 施工管理の内容

項目	種目	内 容
工程管理	進行管理	工程表に基づき各工種を適期に施工するとともに、工期内に完成するよう管理する。
	経過の記録	工程表を作成し、経過、指示、承諾、協議事項等を記録する。
出来形管理	出来形数量の計算	稼働日誌、写真に基づき、出来形数量を算出する。
写真管理	写真の撮影及び編集	着工から完成までの経過、出来形、品質管理の実施状況の写真撮影及び編集を行う。

(2) 工程管理

1) 進行管理

ア 進行管理は、計画と実行を対比させた工程表により行わなければならない。

イ 工程表の作成に当たっては、各工種が適期に施工できるよう十分に検討しなければならない。なお、計画と実行に著しい差異が生じた場合は、その対策を講じて変更工程表を作成しなければならない。

2) 経過の記録

進行管理の資料とするため、着工から完成までの日々について、作業内容、機械の稼働、出来形数量、指示事項などを記入した稼働日誌を作成しなければならない。

(3) 出来形管理

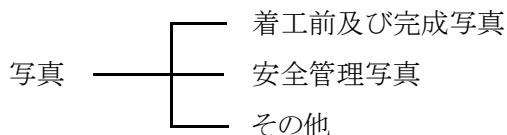
1) 出来形数量の計算

出来形数量の計算は、稼働日誌、写真に基づき、所定の様式により実施するものとする。

(4) 写真管理

1) 写真の分類

写真是、次のように分類する。



2) 写真の撮影

ア 写真については、施工着手前、施工完了後(完成)の2枚1組写真を同一箇所方向で撮影するものとし、撮影箇所は次のとおりとする。

工 種	撮 影 範 所
林道除草	林道毎に標準的な箇所を1カ所以上。

イ 撮影に当たっては、原則として次の項目を記載した小黒板、標尺等を被写体として共に写し込むものとする。

- | | |
|-----------|----------------|
| (1) 作業年月日 | (4) 林道名 |
| (2) 業務名 | (5) 測点(位置) |
| (3) 作業項目 | (6) その他参考となる事項 |

3) 写真の色彩

写真は原則としてカラーとする。

4) 写真の整理方法

写真は、林道ごとに整理するものとする。

5) 写真帳は、A4判以上を標準とする。

6) 写真帳の提出は、次によるものとする。

ア 写真帳は、完成時に1部提出する。

イ 監督員が特に指示する写真については、指示する時期に指示する部数を提出する。

令和 年度 林道除草機稼働日誌

注: 1 林道名は1日単位に全部の林道名を記載する

2 延長は0.1km単位とし、両刈払い区間と、片側刈払い区間の総和とする。

(例 両側区間1.0km 片側区間 1.0kmの場合 3.0kmと記入)

3 検査内容欄は、良の場合は「〇」、否の場合は「×」を記入する。

4 その他、本作業に係わる連絡事項が生じたときは、監督職員へ連絡する。

5 作業開始・終了時間内に休憩時間がある場合は、備考欄に休憩時間等を記載する 例：休憩 1時間30分

林道維持修繕(林道除草) 検査基準

工種	検査区分	検査箇所 並びに範囲	検査 内容	検査方法の要点
除草工	延長・刈幅・ 刈高についての検査	事務所毎に2路線 以上実施	延長 刈幅・刈高 刈払い物	除草区間の延長について、現地を確認する。 また、これらを確認できる記録写真や監督職員の巡視により補完する。 規定の刈幅・刈高で作業がなされているか確認する。 刈払い物は路面外に除去されているか確認する。
	その他	契約全体で 実施		使用機械等、その他の経過についての記録及び施工状況並びに安全対策実施状況等を写真帳、稼働日誌等で確認する。

合格の認定基準

- 1 除草延長に間違이がないか。
 - 2 刈幅は林道除草機で概ね90cm程度、刈払機で概ね100cm程度実施されているか。
 - 3 見通しの悪い曲線区間は幅広に刈払われ、見通しが良くなっているか。
 - 4 刈高は地際より20cm以下に刈払われているか。
 - 5 刈払い物は路面外に除去されているか。
- ※一部刈残しについては、検査の対象としない。

林道除草検査書類

- ①稼働日誌(受注者書類)
- ②写真帳(受注者書類)
- ③指示、承諾、協議書類、監督日誌(監督職員書類)

令和7年度

建設機械等チャーター・林道除草単価契約(十和田七戸地区)

数量内訳書

東北森林管理局

三八上北森林管理署

内 訳 書

工 種	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
林道除草					
バックホウアタッチメント除草	80	H			施工単価は見積りによる
小 計					
建設機械チャーター					
バックホウ 0.28m3	36	H			
バックホウ 0.45m3	336	H			
ホイールローダ 1.3~1.4m3	5	H			
ダンプトラック 2t	5	H			
ダンプトラック 4t	5	H			
建設機械輸送費(0.28m3)	2.5	回			10kmまで(片道)
建設機械輸送費(0.28m3)	2.5	回			10kmを超え20kmまで(片道)
建設機械輸送費(0.28m3)	0.5	回			20kmを超え30kmまで(片道)
建設機械輸送費(0.45m3)	5	回			10kmまで(片道)
建設機械輸送費(0.45m3)	1.5	回			10kmを超え20kmまで(片道)
建設機械輸送費(0.45m3)	0.5	回			20kmを超え30kmまで(片道)
小 計					
合 計					

青森県

明細書

林道除草

建設機械チャーター

1時間当たり

名称	規格	数量	単位	単価	金額
機械損料	バックホウ 0.28m ³	1.00	h		
燃料(軽油)		5.90	ℓ		
特殊運転手		0.17	人		
軽作業員		0.17	人		
計					
一般管理費率		23.57	%		
合 計					
機械損料	バックホウ 0.45m ³	1.00	h		
燃料(軽油)		8.60	ℓ		
特殊運転手		0.17	人		
軽作業員		0.17	人		
計					
一般管理費率		23.57	%		
合 計					
機械損料	ホイールローダ 1.3~1.4m ³	1.00	h		
燃料(軽油)		9.10	ℓ		
特殊運転手		0.21	人		
軽作業員		0.21	人		
計					
一般管理費率		23.57	%		
合 計					
機械損料	ダンプトラック 2t	1.00	h		
損耗費等		1.00	h		
燃料(軽油)		3.50	ℓ		
一般運転手		0.17	人		
計					
一般管理費率		23.57	%		
合 計					
機械損料	ダンプトラック 4t	1.00	h		
損耗費等		1.00	h		
燃料(軽油)		5.40	ℓ		
一般運転手		0.17	人		
計					
一般管理費率		23.57	%		
合 計					